

令和4年度事業計画

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

一般社団法人 松山宅建協会

1. 基本方針

現在の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いており、足元では若干持ち直しの動きもみられていますが、新たな変異株によるコロナの波が幾度となく押し寄せており、先行きについてはまだまだ不透明な状況であります。ワクチンのブースター接種を進めるとともに、感染防止策を徹底しながら経済活動を着実に回復させていくことが重要であります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大は、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展、価値観の多様化等の構造的な変化を大きく加速させ、それに伴って不動産を取り巻く環境や求められる役割も大きく変わってきており、価値が明確化されたリアルとデジタルの組み合わせの最適化に向けた取り組みが必要であると思います。そうした中で、ウイズコロナ・アフターコロナを見据え、環境・住宅・税制等の総合的な取り組みを行うことが必要であり、不動産取引においても与える影響は大きいと思われまますので、安心した取引が出来るように取り組んでまいりましょう。

さて、今年度の基本方針ですが、昨年同様、下記に掲げた重点4項目に取り組み、委員会活動を見直し、より一層活発化し、会員の皆様に還元できる体制づくり及び内容にして参りたいと考えます。また、会員数の増強・若い会員の協会活動への参画等をより促し、共益事業に力を入れてハトマークの宅建協会並びに会員の存在を社会へアピールし、会員の皆様が業務を行いやすくなるような環境を造り、また協会運営を目指します。

(一社)松山宅建協会に入会して、ほんとうに良かったと思えるような協会にしていきたいと考えます。

2. 重点項目

- ① ホームページの充実と活用
- ② 宅建業法等関係法規の周知徹底
- ③ 関係官庁・関係団体への渉外活動と連携の強化
- ④ 組織力の強化

3. 委員会活動

(1) 総務委員会

1. 会員研修会及び専取会員研修会の実施
2. 関係諸法令の会員への周知徹底
3. 宅地建物取引業に必要な調査・研究
4. 関係官庁・関係団体との連絡並びに折衝事項
5. 暴追研修会の実施
6. その他必要な事項

(2) 指導委員会

1. 会員の業務指導に関する事項
2. 無免許業者、悪質業者取締りに関する事項
3. 業務取引に係る苦情解決、会員間の紛争解決
4. その他必要な事項

(3) 厚生委員会

1. 会員の慶弔に関する業務処理
2. 会員の親睦と健康保持の推進
3. 会員共済制度の紹介
4. その他必要な事項

(4) 流通センター運営委員会

1. システム全般に係る事項
 - ① IT機器、及び、システムの管理、整備
 - ② データベースの活用、分析、告知
 - ③ その他、主要SNSの検討
2. 不動産流通全般（売買、賃貸、競売）に係る事項
3. 不動産フェアの企画、運営
4. その他必要な事項

(5) 渉外業務委員会

1. 関係官庁、関連諸団体との連携並びに渉外事項
2. 本会における広告及び、告知に関する事項
3. その他必要な事項

その他必要な事項等は、その都度理事会の決議をもって実施する。